

新・さっぽろ子ども未来プラン(案) への意見を募集します

意見募集期間

平成27年1月28日(水)～平成27年2月26日(木)まで

札幌市では、「子どもが豊かに育つまち」を目指し、子どもの権利の推進と子どもの育ちや子育てを総合的に支援する計画「新・さっぽろ子ども未来プラン」(平成27年度から平成31年度)の策定に向け、計画案を作成しましたので、この計画案に対する皆さまからのご意見を募集します。

次ページからの計画案概要や、別に配布している計画案全体をご覧のうえ、このパンフレットに挟み込んである「意見記入用紙」で、ご意見をお寄せください。

お寄せいただいた貴重なご意見は、計画の策定・実施にあたり参考にさせていただきます。また、ご意見の概要及びそれに対する札幌市の考え方については、別途公表いたします。

ご意見の提出方法

郵送で提出する

意見記入用紙をのり付けして、ポストに投函してください。(切手は不要です)

直接持参する

下記「提出先・お問い合わせ先」にお持ちください。(平日8時45分～17時15分)

※ 障がい等のため提出が困難な方については、聞き取りでの提出にも対応いたします。

FAXで提出する

意見記入用紙を、011-211-2943に送信してください。

Eメールから送信する

下記「提出先・お問い合わせ先」のEメールアドレスあてに、件名を「新未来プランに関する意見」として、本文に必要事項(お名前、ご住所、年齢、ご意見)を記入し送信してください。

- 電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
- ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。
(ご意見の概要を公表する際は、お名前・ご住所は公表しません。)

【計画案・意見記入用紙の配布場所】

子ども未来局子ども育成部子ども企画課(中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階)

総務局行政部行政情報課(中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎2階)

各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課

まちづくりセンター、児童会館、区保育・子育て支援センター

提出先・お問い合わせ先

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども企画課

電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943 Eメール kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

新・さっぽろ子ども未来プラン案 概要

計画期間 平成27年度～平成31年度

新・さっぽろ子ども未来プランの目的は？

目的

札幌市を「子どもが豊かに育つまち」にするため、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的としています。

現状

◆子どもの現状

⇒依然として、いじめや児童虐待などの悩みを抱えている子どもがいます。

- 小・中学生の1割程度の子どもがいじめられたことがあると回答しています（平成25年度）。
- 児童虐待の認定件数は、児童相談所で402件、区役所で251件となっています（平成25年度）。

◆子育て家庭の現状

⇒多くの市民が子育ての相談体制や特別な配慮が必要な子ども（児童虐待、障がい、ひとり親家庭）への支援体制が不十分と感じています。

- 子育てについての相談体制に満足している人の割合
平成25年度：32.8%（平成26年度目標値：60%）
- 特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合
平成25年度：39.5%（平成26年度目標値：60%）

◆少子化の現状

⇒札幌市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当）は、全国平均を大きく下回っており、多くの市民が少子化対策として働きながら子育てできる環境の充実を求めています。

- 合計特殊出生率（平成25年） 札幌市：1.14、全国平均：1.43
- 市民が有効と考える少子化対策（平成24年度市民アンケート）
労働環境の改善や保育所整備など仕事と子育てを両立できる環境の整備：71.8%

目標

計画全体の目標として、「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」と「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」を増やすことを目標に掲げています。

【子ども】自分のことが好きですか？

【大人】子どもを生み育てやすい環境だと思いますか？

「そう思う」「まあそう思う」の割合

「そう思う」「まあそう思う」の割合

25年度
65.4%



31年度
75.0%

目標

25年度
60.7%



31年度
75.0%

目標

新・さっぽろ子ども未来プランの方針は？

計画の目的を達成するための方針を次のとおり定めました。

基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

子どもが札幌の将来を担う自立した社会性のある大人へと成長することや子どもを生み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、子育て家庭が子育てに生きがいを感じられるまちの実現を目指すとともに、互いの個性や多様性を認め合う共生社会へとつなげていきます。

次の4つの視点を大切にしながら、この計画を策定し、事業を実施していきます。

視点1

子どもの視点

視点2

すべての子どもと 子育て家庭を支える視点

視点3

成長・発達段階に応じて 長期的に支える視点

視点4

社会全体で支える視点

目的の達成に向け、4つの基本目標にそれぞれ基本施策を掲げ、具体的な事業・取組を実施していきます。

基本目標

1 子どもの権利を大切に する環境の充実

※ 子どもの権利条例第46条に基づく「第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画」として位置付け。

基本施策

1 子どもの権利を大切にする意識の向上

2 子どもの意見表明・参加の促進

3 子どもを受け止め、育む環境づくり

4 子どもの権利の侵害からの救済

2 安心して子どもを生み育 てられる環境の充実

1 働きながら子育てしやすい環境の充実

2 親子の健康を支える相談・支援の充実

3 子育て家庭に対する相談・支援の充実

4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

3 子どもと若者の成長と自 立を支える環境の充実

1 幼児期の学校教育・保育の質の向上

2 充実した学校教育等の推進

3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実

4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

4 配慮を要する子どもと家 庭を支える環境の充実

1 社会的養護の取組の充実

2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の
充実

3 ひとり親家庭への支援の充実

新・さっぽろ子ども未来プランでの取組は？

基本目標の達成に向けた事業・取組のほか、幼稚園や保育所などの「量の見込み」（ニーズ量）に対する「提供体制」（供給量）の確保内容を定める「需給計画」を盛り込んでいます。

【主な事業・取組】

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

第2次子どもの権利に関する推進計画として、子どもの権利の普及啓発のほか子どもの参加や権利侵害への対応などの子どもの権利保障に関する取組をより一層推進していきます。

新規

啓発活動の充実

絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもへの保護者への啓発活動を行います。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行います。

新規

子どもの権利普及啓発員制度の検討

市民自らが子どもの権利の広報・普及の担い手となり、地域等で子どもの権利の保障を推進する、子どもの権利普及啓発員「(仮称)子どもスマイルサポーター」の設置を検討します。

拡充

子ども運営委員会の拡充

子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていきます。

スクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたります。

子どもアシストセンター

子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。

拡充

オレンジリボン地域協力員制度の拡充

地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行って協力員の拡充を目指すとともに、既存登録者へのフォローアップ研修によりレベルアップを図ります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

多様な保育サービスの提供など働きながら子育てしやすい環境を整備するほか、子育てについての不安や負担を軽減するための相談体制を整え、個々の子育て家庭のニーズに対応したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

拡充

認可保育所・認定こども園の整備

保育所の定員増や既存施設の認定こども園化を促し、ニーズに対応する供給量の確保を図ります。

新規

放課後児童クラブの質の向上

放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置を行います。

ワーク・ライフ・バランス推進事業

市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行います。

拡充

区保育・子育て支援センター整備事業

保育機能のほかに子育て相談や交流の場の提供など様々な子育て支援機能を持った、区の子育て支援の中心的な役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」を整備します。

新規

利用者支援事業

区役所・ちあふる等の拠点において、子育て家庭に対し、施設や事業のあっせん、相談等を行います。

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

教育等の充実や多様な体験機会の提供を推進していくほか、ひきこもりやニートなどの困難を有する若者に対し、少年期からの連続した相談・支援や地域と連携した就労支援を推進していきます。

教育・保育の質の向上

子どもの育ちを支援する者の資質・専門性の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。

新規

市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデル研究の推進

市立札幌開成中等教育学校において、国際バカロレアのプログラムを活用した課題探究的な学習モデルを推進し、全市立学校において思考力・判断力・表現力や国際感覚、課題発見解決力等を育成する学習を充実・発展させます。

新規

新型児童会館整備事業

既存の児童会館やミニ児童会館等について、小学校と併設した児童会館として再整備を進めます。

新規

「子どもの体験活動の場」事業

多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校の跡施設を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる場をつくります。

中学校卒業者等進路支援事業

中学校・高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で社会的自立に不安のある生徒を若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や児童会館等を活用した学び直し支援を実施します。

拡充

社会体験機会創出事業

困難を有する若者に対し、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等とのマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集・育成し、伴走型支援に取り組んでいきます。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

社会的養護体制や障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に成長できる体制を充実します。また、障がい児への専門的な支援の場の確保やひとり親家庭への就業機会の創出と子どもへの学習支援などを進めていきます。

拡充

家庭的な養育環境の整備

里親の委託の推進とともに、5～6人の子どもを養育者の住居で育てるファミリーホームを実施します。さらに、老朽化した児童養護施設について、グループホームの設置等を進めます。

児童自立援助活動事業（自立援助ホーム）

義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助活動事業（自立援助ホーム）を実施します。

新規

（仮称）子ども発達支援総合センターの開設

発達に遅れのある子どもや子どもの発達に不安を抱える親などに対し、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設として、平成27年4月に（仮称）子ども発達支援総合センターを開設します。

障がい児保育事業

認可保育所に入所している障がい児に対して、一人一人の障がいに配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士等に対し、専門職による支援を行います。

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の子ども（小学校3年生～中学校3年生）に対し、学習支援により学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図るとともに、進路等の相談を通じひとり親家庭の自立を促進します。

ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭の就業機会を創出するため、ひとり親家庭に理解のある企業を開拓し、ひとり親家庭を対象とした合同就職説明会を実施します。

【教育・保育などに関する需給計画】

平成 27 年 4 月からスタートする『子ども・子育て支援新制度』では、「教育・保育提供区域」を定め、計画期間中の「教育・保育」（幼稚園、保育所等）と「地域子ども・子育て支援事業」（子育て支援に関する様々な事業）の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めることがすべての市町村に義務付けられています。

札幌市においては、市内にある 10 の行政区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区）を「教育・保育提供区域」とし、この 10 区ごとに様々な保育サービスがどれだけ必要とされているかに関するニーズの量（「量の見込み」）を市民アンケート調査等に基づき算出しました。

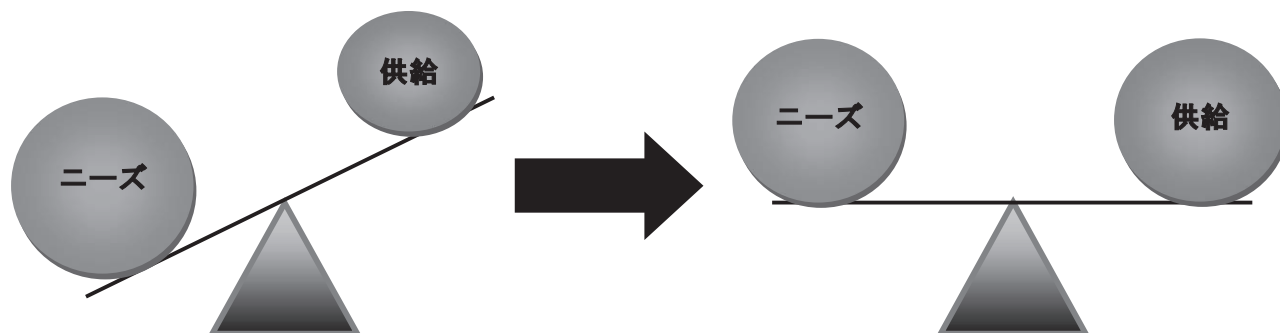
なお、このニーズの量には、今現在は保育所の利用を希望していないが、「今後就労して保育所を利用したい」といった「潜在ニーズ」を含めて算出しています。

そして原則として 10 の行政区ごとに算出した保育サービスに関する市民ニーズに応えることができるように施設・事業者による保育サービスの量（供給量）を増やすこととしています。

この保育サービスを平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で「いつ」「どれだけ」増やしていくかに関する計画を「需給計画」として定めます。

<子ども・子育て支援新制度とは？>

子ども・子育て支援法と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度です。平成 27 年 4 月からスタートします。



ニーズ量 > 供給量となっている保育サービスのうち、保育所等に関しては遅くとも平成 30 年度までに、それ以外の保育サービスについても遅くとも平成 31 年度までにすべての行政区において、供給量 ≥ ニーズ量になるよう供給量を確保します。

提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方

保育サービスの利用主体である就学前児童数が減少傾向にあることを踏まえ、「新規の施設整備の抑制」を図るため、以下によってもなお必要な供給量を確保できない場合にのみ、新規の施設整備を行うことを原則としています。

既存施設活用	既存施設・事業者による事業拡大（定員増等）や認可外保育施設等からの認可施設・事業の移行により供給量を増やします。
区間調整	供給過多となっている行政区の余剰供給量を供給不足となっている行政区に充当します。

教育・保育（幼稚園、保育所等）

この需給計画において、保育所等に関するニーズに対しては平成 30 年度までに必要な量を増やす、つまり保育所等の新たな認可等を行う計画としています。

国の待機児童解消加速化プランを踏まえ、平成 30 年度までに供給量 \geq ニーズ量とします。

ニーズの種類	需給計画のポイント
幼稚園等の利用ニーズ	平成 27 年度時点で供給量（27,342 人）>ニーズ量（27,162 人）のため、 <u>新規の施設整備等は必要ありません。</u>
保育所等の利用ニーズ	目標年度である平成 30 年度のニーズ量と計画初年度である平成 27 年度の見込供給量を比較すると 1・2 歳児の保育所等が不足していることから、これを満たすため <u>平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間をかけて保育所等定員を 1,064 人分増やします。</u> 平成 27 年度時点供給量 26,152 人分⇒平成 30 年度時点供給量 27,216 人分

地域子ども・子育て支援事業（子育て支援に関する様々な事業）

地域子ども・子育て支援事業に関しては、計画の最終年度の平成 31 年度までにニーズに対して必要な供給量を確保できるよう新たな事業者の参入等を増やしていくこととしています。

遅くとも計画最終年度である平成 31 年度までに供給量 \geq ニーズ量とします。

ニーズの種類	供給量 \geq ニーズ量となる年度
一時預かり事業（幼稚園在園児を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児等対応型を除く。） ➢ 保護者のリフレッシュ、通院等の際に一時的に児童を預かる事業	平成 28 年度
子育て援助活動支援事業（就学後） ➢ 小学校就学児童の登校前・下校後等に児童を一時的に預かる事業	平成 29 年度
病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児等対応型） ➢ 病気や怪我のために通常利用している保育所等を利用できなくなった児童を預かる事業	平成 30 年度
幼稚園在園児に対する一時預かり事業 ➢ 幼稚園に通園する児童を通常の教育・保育時間（園によって異なるがおおむね 10 時～14 時）の前後に預かる事業	平成 31 年度

※ 上記事業以外に需給計画を定めることとされている事業（利用者支援に関する事業、時間外保育事業（保育所等における延長保育事業）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業（ショートステイ）、地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び妊婦健診）については、すべて平成 27 年度時点で供給量 \geq ニーズ量となっています。

計画を着実に実行するために (推進体制)

【市民・地域・関係団体との連携】

すべての市民が子どもの権利の重要性を認識して、子どもの権利保障や子ども・子育て支援を推進していくことが大切であることから、市民やNPO、地域団体など各関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

【庁内の連携】

市民によりよいサービスを提供するため、保健福祉関係部局や教育関係部局などとの情報共有や密な連携により、施策の効果的な推進を図っていきます。



計画をよりよいものにするために (評価と見直し)

個別事業ごとの進捗状況に加え、利用者の視点に立った「成果指標」（計画の目的達成を図る指標）を設定しており、市民アンケートの実施などにより実績値を把握します。

また、本市の附属機関（関係者・有識者・市民などで構成）である「札幌市子ども・子育て会議」や「札幌市子どもの権利委員会」のほか、市役所内部で組織する「札幌市子どもの権利総合推進本部」において、毎年度の点検・評価を行い、必要に応じて計画の修正を行います。

なお、点検・評価の状況はホームページで公開します。



計画案の全文は、表紙の配布場所やホームページ
でもご覧いただけます。

※また、小中学生用の資料を別につくり、学校などに配布しています。

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

電話：011-211-2982 FAX：011-211-2943

Eメール：kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomokeikaku.html>